

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第24号）

平成21年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）論文試験順位不存在事案

（諮問第25号）

1 不存在とした対象文書

論文試験に係る順位を記載した文書

2 担当課

人事委員会事務局総務課

3 異議申立て等の経緯

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 平成21年11月 2日 | 開示請求 |
| (2) 平成21年11月12日 | 不存在決定 |
| (3) 平成21年12月14日 | 異議申立て |
| (4) 平成22年12月27日 | 諮問 |
| (5) 平成23年 4月22日 | 答申 |

4 諮問に係る審査会の判断結果

(1) 結論

石川県人事委員会が、本件異議申し立ての対象となった保有個人情報につき不存在とした決定は、妥当である。

(2) 判断要旨

①先例の答申について

異議申立人は、以前にも「平成20年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の論文試験の順位に関する保有個人情報」の開示請求を行い、これに対する実施機関の不存在決定に対し、異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から諮問を受けた当審査会では、平成22年2月1日付け答申第21号（以下「先例答申」という。）において、「当審査会が平成20年度石川県職員採用候補者試験案内（職務経験者）を確認したところ、「6 試験の方法」の論文試験欄に「（注）教養試験の得点が一定基準に達しない場合は採点されません。」と明記されている。したがって、論文試験の順位を記載した文書を作成する必要はなく、現に作成していないとの実施機関の主張は、特段不自然、不合理ではない。」として、また、「（石川県個人情報保護条例では、）実施機関に対し新たに公文書の作成又は加工する義務を課していない」として、実施機関の不存在決定を妥当とした。

②不存在決定の当否について

当審査会において、先例答申の事案と当該諮問の事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ①開示請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ②開示請求に対する処分内容及びその理由は、同じである。
- ③異議申立人及び実施機関の主張には、変更がない。
- ④試験方法及び採点方法には、変更がない。

以上のことから、先例答申における判断を変更すべき特段の事情変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。

本件開示請求に係る保有個人情報を記載した公文書を作成する必要はなく、現に作成していないとの実施機関の主張は、特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。

5 審議経過

審査回数 2回

答申第24号

答 申 書

平成23年4月

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、石川県個人情報保護条例(平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、平成21年11月2日に実施機関に対し、平成21年度石川県職員採用候補者試験(職務経験者)の論文試験の順位に関する保有個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成21年11月12日に、本件開示請求について不存在決定(以下「本件処分」という。)を行い、理由を付して異議申立人に通知した。

(不存在理由)

試験に係る事務において、教養試験の得点及び総合得点については順位をつける必要があるが、論文試験についてその順位をつける必要がないため作成していない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年12月14日に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し、異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

4 諮問

実施機関は、平成22年12月27日に条例第37条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件申立てについて諮問を行った。

第3 異議申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 論文試験について得点が出ている以上、順位をつけて情報公開することは可能である。

2 できることをやらないのは行政の不作為であり、本件処分は違法不当である。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 石川県職員採用候補者試験（職務経験者）については、第1次試験（筆記試験）と第2次試験（面接試験）により合否を決定しているが、このうち第1次試験においては、教養試験と論文試験の総合得点により合格者を判定している。

ただし、教養試験の得点が一定基準に達しない者については、採点業務を合理的に的確かつ迅速に遂行する観点から、論文試験の採点を行っていない。このことは、試験案内にその旨を記載することにより、受験者にあらかじめ周知済みである。

したがって、第1次試験の合格者を判定するためには、教養試験の得点及びその順位並びに論文試験の得点があれば足りるので、論文試験の順位を記載した文書を作成する必要はなく、現に作成していない。

2 条例では、実施機関が保有している個人情報の開示を求める権利について定めているが、新たに実施機関に対して情報の作成を求めてはいない。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例の目的は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することにある。

当審査会は、この理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件開示請求に係る公文書の性格等について

平成21年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の論文試験の順位に関する個人情報に記載した文書である。

3 具体的な判断及びその理由

(1) 先例の答申について

異議申立人は、以前にも「平成20年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の論文試験の順位に関する保有個人情報」の開示請求を行い、これに対する実施機関の不存在決定に対し、異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から諮問を受けた当審査会では、平成22年2月1日付け答申第21号（以下「先例答申」という。）において、「当審査会が平成20年度石川県職員採用候補者試験案内（職務経験者）を確認したところ、「6 試験の方

法」の論文試験欄に、「(注) 教養試験の得点が一定基準に達しない場合は採点されません。」と明記されている。したがって、論文試験の順位を記載した文書を作成する必要はなく、現に作成していないとの実施機関の主張は、特段不自然、不合理ではない。」として、また、「(条例では、) 実施機関に対し新たに公文書の作成又は加工する義務を課していない」として、実施機関の不存在決定を妥当とした。

(2) 不存在決定の当否について

当審査会において、先例答申の事案と当該諮問の事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ①開示請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ②開示請求に対する処分内容及びその理由は、同じである。
- ③異議申立人及び実施機関の主張には、変更がない。
- ④試験方法及び採点方法には、変更がない。

以上のことから、先例答申における判断を変更すべき特段の事情変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。

本件開示請求に係る保有個人情報を記載した公文書を作成する必要はなく、現に作成していないとの実施機関の主張は、特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。

第7 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第8 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

(別 表)

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年12月27日	諮問（諮問第25号）を受けた。
平成23年1月11日	実施機関（人事委員会）から理由説明書を受理した。
平成23年2月2日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年2月14日 （第19回審査会）	事案の審議を行った。
平成23年3月25日 （第20回審査会）	事案の審議を行った。